



# 高額療養費制度とは？

～70歳以上の方へ～



医療費は、通常は医療費の総額の何割かを医療保険が負担し、残りを一部負担金として患者さん自身が自己負担することになっています。

(自己負担の割合は年齢・収入・保険者などによって異なります)

しかし、医療費の総額が増加すればするほど自己負担額も増加します。

そのため患者さんの自己負担の上限(自己負担限度額)を決め、上限以上かかった場合は保険者がまかない、患者さんの負担を軽減するという仕組みが『高額療養費制度』です。

## ■70歳以上の方■

1か月あたりの医療費の支払いが自己負担限度額を超えた場合、医療機関の窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。

※ただし、70～74歳(70歳の誕生月の翌月から75歳の誕生日の前日まで)の方は、「高齢受給者証」(保険証と一緒に持っている場合もあります)を医療機関に提示する必要があります。

※75歳以上の方(後期高齢者医療保険の方)は特別な手続きはありません。

※現役並所得Ⅰ・Ⅱ(下記表の青枠)の方で、医療機関での支払いが高額になる場合、「限度額適用認定証」の申請が必要となりました。

※「1か月」とは、その月の1日～末日までのことで、月をまたいだ合算はできません。

※1人の被保険者につき、同一の医療機関、また複数の医療機関で、入院・通院、医科・歯科別に計算します。

## <高額療養費における自己負担限度額>

区分		2018年8月診療分から		
		自己負担限度額 (1か月)		多数 該当
		個人単位 (通院のみ)	世帯単位 (入院・通院)	
現役並み所得Ⅲ	月収83万円以上・ 課税所得690万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%		140,100円
現役並み所得Ⅱ	月収53万円以上・ 課税所得380万円以上	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%		93,000円
現役並み所得Ⅰ	月収28万円以上・ 課税所得145万円以上	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%		44,400円
一般所得者	月収26万円以上・ 課税所得145万円未満等	18,000円*	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯区分Ⅱ		8,000円	24,600円	
住民税非課税世帯区分Ⅰ (年収80万円以下など)			15,000円	

\*年間(8月1日から翌7月31日まで)の合計額は144,000円までです。

・総医療費とは、保険適用される診療費用の総額(10割)です。

ご注意  
ください



◆柔道整復、針灸、あん摩マッサージの施術、保険外診療費、食事療養費、差額ベッド代、寝具代、おむつ代、診断書代など医療保険適用外のものは高額療養費に含まれません。

◆現役並み所得者とは、本人または同じ医療保険に加入する70歳以上の人の住民税課税所得が145万円以上の人です。同一世帯の被保険者の所得との合計収入により判定されます。

◆70歳以上の方で、**住民税非課税の方は「限度額適用認定・標準負担額減額認定証」**を医療機関に提示することで、医療費を自己負担限度額までに抑えることができます。

交付については、ご加入の医療保険にお問い合わせください。

## ■主な後期高齢者医療保険（75歳以上）の問い合わせ先一覧

市町村名	主管課	担当係	電話番号
熊谷市	保険年金課	後期高齢者医療係	048-524-1111
深谷市	保険年金課	高齢者医療係	048-571-1211
行田市	保険年金課	医療担当	048-556-1111
本庄市	保険課	高齢者医療係	0495-25-1245
羽生市	国保年金課	後期高齢年金係	048-561-1121
東松山市	保険年金課	後期高齢・保健グループ	0493-63-5004
鴻巣市	国保年金課	後期高齢者医療担当	048-541-1321
秩父市	保険年金課	後期高齢者医療担当	0494-22-2211
寄居町	町民課	保険年金班後期高齢担当	048-581-2121
滑川町	町民保険課	年金国保担当	0493-56-2211
嵐山町	町民課	保険年金担当	0493-62-2150
小川町	町民課	後期高齢者医療担当	0493-72-1221
美里町	住民福祉健康課	保険年金係	0495-76-1366
皆野町	町民生活課	保険年金担当	0494-62-1232
小鹿野町	福祉課	保険担当	0494-75-4103
長瀨町	町民課	給付担当	0494-66-3111

記載の内容は、2024年1月の情報に基づいています。今後の制度等の改定により内容に変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

埼玉県立循環器・呼吸器病センター  
患者サポートセンター